

写

柏監第56号

平成26年8月28日

柏市長 秋山浩保様

柏市監査委員	吉井忠夫
柏市監査委員	高田幸男
柏市監査委員	山田一一
柏市監査委員	末永康文

平成25年度柏市財政健全化判断比率等審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2条第1項の規定により審査に付された平成25年度柏市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

平成 2 5 年度

柏市健全化判断比率等審査意見書

柏市監査委員

平成25年度 柏市健全化判断比率等審査意見書

目 次

平成25年度 柏市健全化判断比率審査意見	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の概要	1
4 審査の結果	1
5 各比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	6
平成25年度 柏市資金不足比率審査意見	8
1 審査の対象	8
2 審査の期間	8
3 審査の概要	8
4 審査の結果	8
5 各公営企業会計における資金不足比率の状況	9
(1) 病院事業会計	9
(2) 水道事業会計	10
(3) 下水道事業特別会計	10
(4) 公設総合地方卸売市場事業特別会計	10
(参考) 本意見書中で用いた用語の説明	11

平成25年度 柏市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第2条で定義する次の比率（以下総称して「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

平成26年6月11日から平成26年8月8日まで

3 審査の概要

平成25年度健全化判断比率の審査は、市長から提出された前記「審査の対象」に掲げる比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、計数、所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により慎重に行った。

なお、審査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 健全化判断比率は、法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また、いずれの健全化判断比率についても、財政健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「早期健全化基準」を下回っていることが認められた。

5 各比率の状況

近年の健全化判断比率の推移は，次のとおりである。

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.5	10.6	9.6	8.9	7.8	25.0	35.0
将来負担比率	110.3	88.6	68.9	52.4	34.6	350.0	/

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」は，黒字収支のために実質赤字額が発生しなかったことを表す。

前年度と同様，すべての比率が早期健全化基準未満となった。

実質赤字比率及び**連結実質赤字比率**については，いずれの会計においても実質赤字及び資金不足が発生せず黒字収支となったため，算出されなかった。

実質公債費比率は，前年度を1.1ポイント下回る**7.8%**となり，早期健全化基準の25.0%を下回った。

将来負担比率は，前年度を17.8ポイント下回る**34.6%**となり，早期健全化基準の350.0%を下回った。

なお，それぞれの比率の詳細な算定根拠及び過去5年間の推移は，次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質収支の赤字額が標準財政規模に占める比率であり，財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

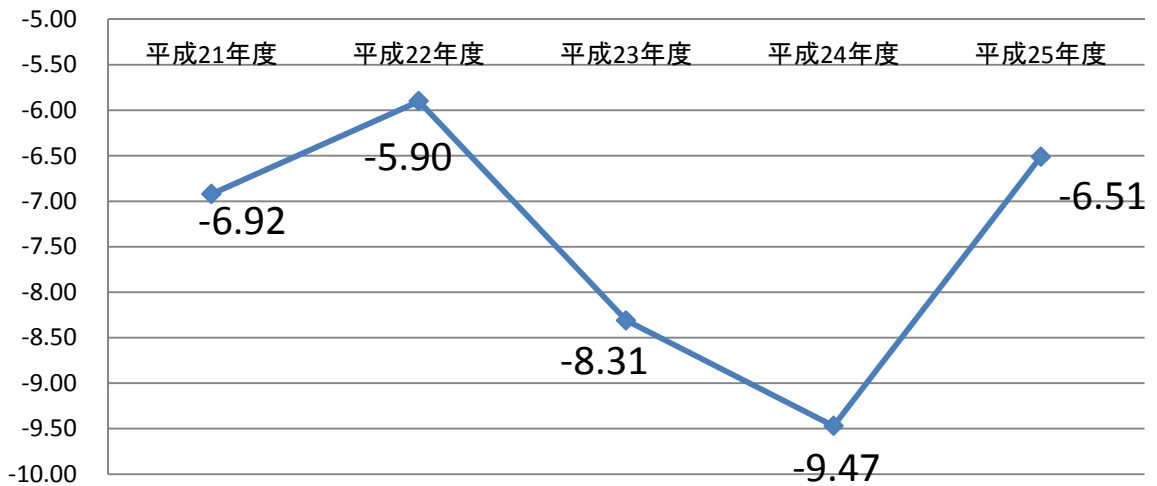
平成25年度の本市の一般会計等の実質収支は4,803,421千円の黒字となったことから，実質赤字比率は算出されなかった。

(単位：千円)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般会計等実質収支額	一般会計	4,748,064	4,128,374	5,998,426	6,819,075	4,744,591
	公共用地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計	29,891	30,773	38,129	23,159	26,325
	学校給食センター事業特別会計	21,822	16,648	11,393	13,642	21,357
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	19,992	15,656	8,584	16,521	11,148
一般会計等実質収支額の合計 …①		4,819,769	4,191,451	6,056,532	6,872,397	4,803,421
一般会計等実質赤字額 …②		△ 4,819,769	△ 4,191,451	△ 6,056,532	△ 6,872,397	△ 4,803,421
標準財政規模 …③		69,641,921	71,015,773	72,804,991	72,505,728	73,688,746
うち臨時財政対策債発行可能額		4,197,845	6,434,764	5,540,895	5,688,574	5,642,151
実質赤字比率(②/③)※		-6.92%	-5.90%	-8.31%	-9.47%	-6.51%

※実質赤字額が発生していないため，参考として黒字額の割合をマイナスで表示している。

本市の実質赤字比率の推移(単位：%)



(2) 連結実質赤字比率

一般会計等のみならず，本市の全会計における実質収支の赤字額（公営企業会計は資金の不足額）の合計が標準財政規模に占める比率であり，地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

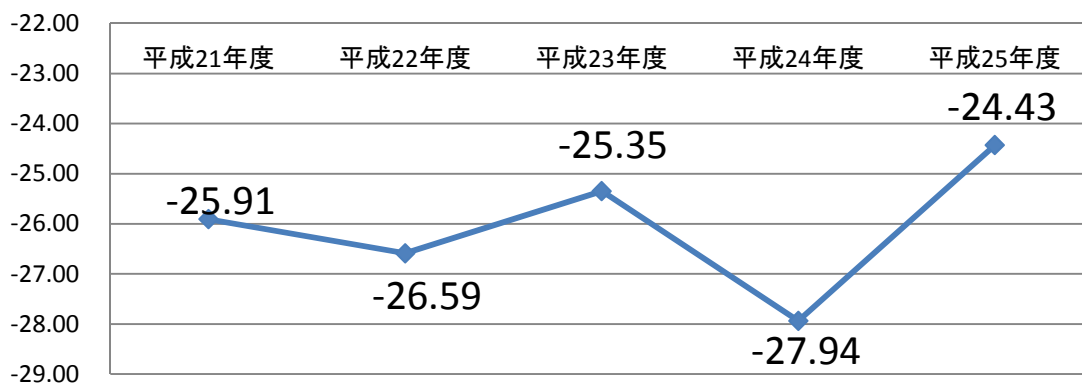
平成25年度の本市の実質収支はすべての会計において黒字となり，その実質黒字額又は資金剰余額の合計は18,004,256千円となったことから，連結実質赤字比率は算定されなかった。

(単位：千円)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
一般会計等実質収支額の合計 …① (再掲)		4,819,769	4,191,451	6,056,532	6,872,397	4,803,421		
実質収支額／公営事業会計の資金剰余(不足)額	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額	国民健康保険事業特別会計	517,367	1,338,108	2,067,926	2,035,777	2,128,846	
		介護保険事業特別会計	135,588	27,463	147,665	84,836	77,951	
		後期高齢者医療事業特別会計	213,249	311,665	120,697	46,734	47,369	
		老人保健事業特別会計	317,734	0	—	—	—	
		介護老人保健施設事業特別会計	27,248	8,636	2,487	9,244	10,623	
		駐車場事業特別会計	36,335	14,855	4,454	4,589	36,070	
	公営企業会計の資金剰余(不足)額	法適用	病院事業会計	2,096,836	2,148,884	2,210,678	2,233,368	2,213,567
			水道事業会計	9,082,406	9,659,384	6,738,866	7,295,872	7,711,858
		法非適用	下水道事業特別会計	576,215	940,154	848,670	1,445,351	751,844
			公設総合地方卸売市場事業特別会計	227,622	248,735	264,814	231,573	222,707
公営事業会計の実質収支額・資金剰余(不足)額の合計 …②		13,230,600	14,697,884	12,406,257	13,387,344	13,200,835		
すべての会計に係る実質収支額等の合計 (①+②)		18,050,369	18,889,335	18,462,789	20,259,741	18,004,256		
連結実質赤字額 …③		△ 18,050,369	△ 18,889,335	△ 18,462,789	△ 20,259,741	△ 18,004,256		
標準財政規模 …④ (再掲)		69,641,921	71,015,773	72,804,991	72,505,728	73,688,746		
連結実質赤字比率 (③/④)		-25.91%	-26.59%	-25.35%	-27.94%	-24.43%		

※実質赤字額（資金不足額）が発生していないため，参考として黒字額（資金剰余額）の割合をマイナスで表示している。
老人保健事業特別会計は，平成22年度決算を最後に廃止されている。

本市の連結実質赤字比率の推移(単位：%)



(3) 実質公債費比率

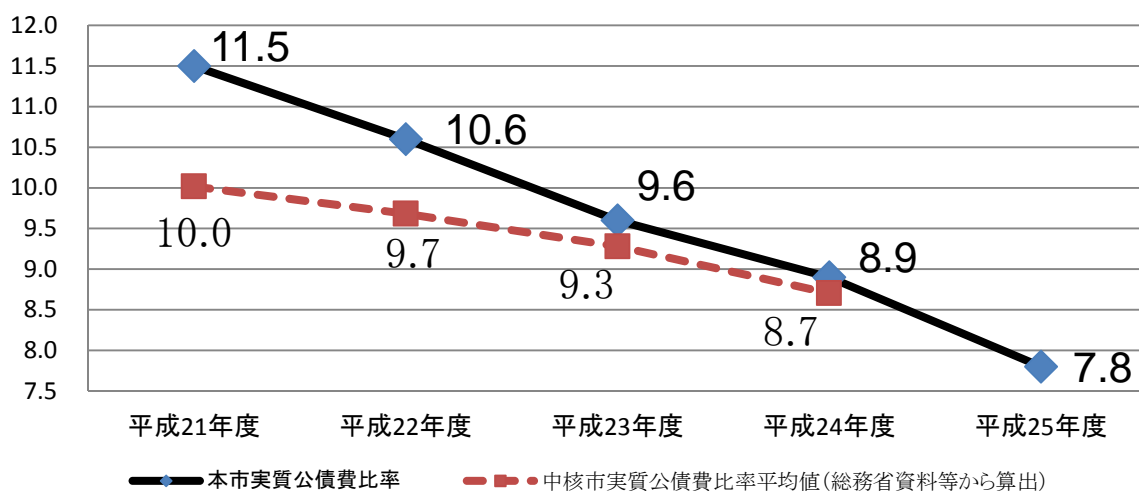
一般会計等が決算年度に負担する地方債等の元利償還金及びこれに準ずる額の合計が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率であり，地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示すフロー指標である。

直近の3か年における算出値の平均により表した本市の実質公債費比率は，分子となる元利償還金等の減少などから前年度に引き続いて改善し，7.8%となった。

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方債の元利償還金…①	13,639,307	13,441,300	13,412,677	13,067,538	12,637,674
元利償還金に準ずる支出（準元利償還金）…②	4,253,579	4,397,172	4,462,626	4,138,833	3,766,062
地方債償還のための公営企業繰入金	3,219,642	3,155,294	3,189,592	2,755,727	2,757,349
地方債償還のための一部事務組合等への負担金・補助金	384,294	373,225	301,248	252,442	135,295
公債費に準ずる債務負担行為	649,643	868,653	971,786	1,130,664	873,418
元利償還金・準元利償還金の合計…①+②=③	17,892,886	17,838,472	17,875,303	17,206,371	16,403,736
特定財源（③の財源に充当可能な収入）…④	3,151,576	3,358,324	3,453,232	3,067,265	3,298,178
地方債を財源とする貸付金の元利償還金収入	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
公営住宅使用料収入	75,600	70,421	86,541	68,209	63,657
都市計画税収入	3,067,976	3,279,903	3,358,691	2,991,056	3,226,521
③のうち，基準財政需要額に算入される額…⑤	8,430,567	8,513,388	8,658,416	8,816,023	9,160,013
標準財政規模（再掲）…⑥	69,641,921	71,015,773	72,804,991	72,505,728	73,688,746
実質公債費比率（単年度）…③-④-⑤/⑥-⑤	10.30976%	9.54645%	8.98513%	8.35784%	6.11440%
実質公債費比率(3か年平均)	11.5%	10.6%	9.6%	8.9%	7.8%

本市の実質公債費比率の推移(単位：%)



(4) 将来負担比率

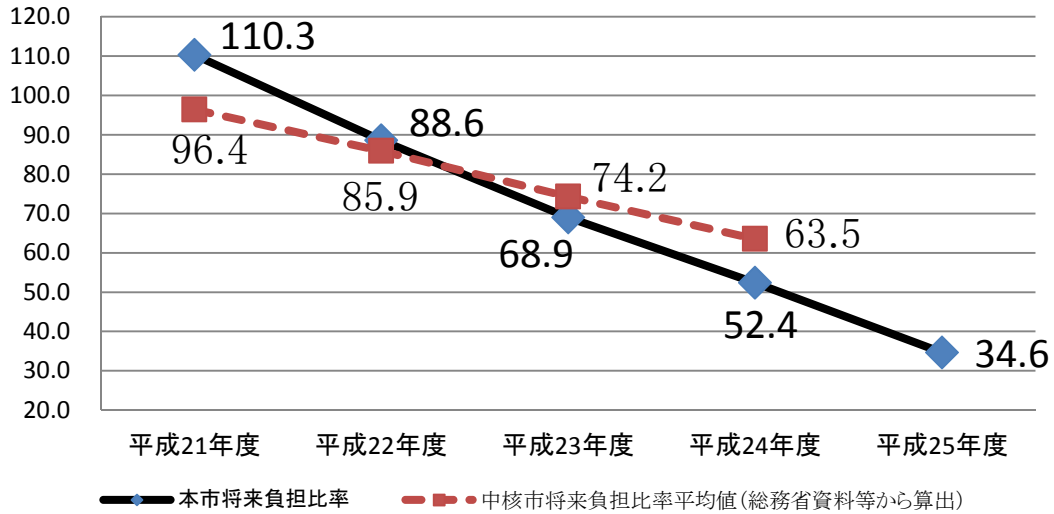
一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債の総量が標準財政規模（基準財政需要額に算入される公債費等を除く。）に占める比率であり，地方公共団体の実質的な負債の規模を示すストック指標である。

平成25年度の本市の将来負担比率は，地方債等の減少，充
当可能財源等の増加などにより分子となる将来負担が減少した
ことなどから前年度に引き続いて改善し，34.6%となった。

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地方債の現在高…ア	117,003,574	113,323,178	110,099,911	106,672,380	102,529,115
債務負担行為に基づく支出予定額…イ	4,515,224	19,323,792	19,096,053	17,712,290	16,839,721
公営企業債等繰入見込額…ウ	32,566,504	31,321,376	30,285,161	28,244,055	25,560,678
病院事業会計	901,472	971,272	978,221	1,014,251	865,108
水道事業会計	55,022	51,281	35,034	27,944	20,849
下水道事業特別会計	30,617,856	29,429,459	28,331,092	26,221,604	23,690,878
公設総合地方卸売市場事業特別会計	134,337	118,428	110,007	71,472	61,723
駐車場事業特別会計	504,722	416,733	405,183	412,952	378,925
介護老人保健施設事業特別会計	353,095	334,203	425,624	495,832	543,195
組合負担等見込額…エ	1,066,918	728,783	453,883	432,063	509,416
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	883,492	579,219	334,900	126,011	14,718
北千葉広域水道企業団	183,426	149,564	118,983	90,831	65,689
東葛中部地区総合開発事務組合	0	0	0	215,221	429,009
退職手当負担見込額…オ	26,821,007	26,047,937	25,348,838	24,672,666	23,338,408
設立法人の負債額等負担見込額…カ	19,677,849	3,338,917	796,090	819,716	834,524
柏市土地開発公社	15,964,985	204,396	0	0	0
千葉県地方土地開発公社	407,148	335,611	0	0	0
千葉県土地開発公社	2,545,039	2,084,264	0	0	0
柏市都市振興公社（現・柏市まちづくり公社）	11,320	0	0	0	0
千葉県信用保証協会	184,104	137,857	200,074	204,776	209,392
柏市医療公社	551,204	565,218	586,514	608,436	619,565
柏市みどりの基金	12,717	10,264	8,179	6,504	5,567
柏歯科医師会（日曜休日急患歯科診療所）	1,332	1,307	1,323	0	0
将来負担額合計…ア～カの合計 = ①	201,651,076	194,083,983	186,079,936	178,553,170	169,611,862
充当可能基金…キ	13,918,099	13,798,514	13,429,642	17,425,197	22,204,847
充当可能特定歳入…ク	27,961,707	30,607,513	32,358,673	31,369,898	29,367,444
うち都市計画税	23,352,298	25,963,331	27,608,048	26,315,669	24,381,028
地方債の償還等に係る 基準財政需要額繰入見込額…ケ	92,238,212	94,274,215	96,072,930	96,324,115	95,711,469
充当可能財源等合計…キ～ケの合計 = ②	134,118,018	138,680,242	141,861,245	145,119,210	147,283,760
標準財政規模（再掲）…③	69,641,921	71,015,773	72,804,991	72,505,728	73,688,746
基準財政需要額に算入される 当年度元利償還金・準元利償還金（再掲）…④	8,430,567	8,513,388	8,658,416	8,816,023	9,160,013
将来負担比率…①-②/③-④	110.3%	88.6%	68.9%	52.4%	34.6%

本市の将来負担比率の推移(単位:%)



(参考) 柏市健全化判断比率の算定対象となる会計の範囲

会計の種類	一般会計		算定対象
	一般会計等	特別会計	
公営事業会計	一般会計等に属する特別会計	公共用地取得事業特別会計	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 (会計ごとに算定)
		柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計	
		学校給食センター事業特別会計	
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	
		国民健康保険事業特別会計	
	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	介護保険事業特別会計	
		後期高齢者医療事業特別会計	
		介護老人保健施設事業特別会計	
		駐車場事業特別会計	
		公営企業会計	
水道事業会計			
法非適用企業	下水道事業特別会計		
	公設総合地方卸売市場事業特別会計		
一部事務組合・広域連合	東葛中部地区総合開発事務組合		
	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合		
	千葉県市町村総合事務組合		
	千葉県後期高齢者医療広域連合		
	北千葉広域水道企業団		
地方公社・第三セクター等	柏市土地開発公社		
	柏市まちづくり公社		
	柏市医療公社		
	柏市みどりの基金		
	千葉県土地開発公社		
	千葉県地方土地開発公社		
千葉県信用保証協会 他			

※財政部財政課資料「平成24年度 健全化判断比率等の概要」を参考に作成した。

平成 25 年度 柏市資金不足比率審査意見

1 審査の対象

法第 22 条第 2 項で定義する資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 26 年 6 月 11 日から平成 26 年 8 月 8 日まで

3 審査の概要

平成 25 年度資金不足比率の審査は，市長から提出された資金不足並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について，計数，所管部署から提出された関連資料との突合及び関係職員からの説明聴取等により慎重に行った。

なお，審査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 資金不足比率は，法令等に則して正確に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は，適正に作成されているか。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は，関係法令の規定に基づいて算定され，かつ，その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

また，いずれの公営企業会計における資金不足比率についても，経営健全化計画の策定が義務付けられる基準として国が定める「経営健全化基準」を下回っていることが認められた。

5 各公営企業会計における資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計における資金不足額が当該公営企業の事業規模に占める比率であり、公営企業の経営の悪化の度合いを示す指標である。

近年の本市の資金不足比率の推移は、次のとおりである。

(単位：％)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	経営健全化基準
法適用	病院事業会計	—	—	—	—	—	20.00
	水道事業会計	—	—	—	—	—	
法非適用	下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—	

※「—」は、黒字収支のために資金不足が発生しなかったことを表す。

本市において資金不足比率の算定対象となるのは、病院事業、水道事業（以上地方公営企業法適用）、下水道事業、公設総合地方卸売市場事業（以上地方公営企業法非適用）の4事業に係る公営企業会計であるが、前年度と同様、すべての公営企業会計において資金不足が発生せず黒字収支となったため、資金不足比率は算定されなかった。

なお、それぞれの公営企業会計における資金不足の詳細な算定根拠及び過去5年間の推移は、次のとおりである。

(1) 病院事業会計

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資金不足額…①+②-③	△ 2,096,836	△ 2,148,884	△ 2,210,678	△ 2,233,368	△ 2,213,567
流動負債…①	736,040	27,403	5,089	2,515	1,661
建設改良費等以外の地方債現在高…②	0	0	0	0	0
流動資産…③	2,832,876	2,176,287	2,215,767	2,235,883	2,215,228
事業の規模（営業収益-受託工事収益）…④	4,660,380	4,898,395	5,024,970	5,273,919	5,201,091
うち指定管理者利用料金	4,660,380	4,805,595	4,937,170	5,173,929	5,094,091
資金不足比率 …①+②-③)／④	-44.99%	-43.86%	-43.99%	-42.34%	-42.55%

※資金不足が生じていないため、参考として資金剰余額の割合をマイナスで表示している。

(2) 水道事業会計

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資金不足額…①+②-③	△ 9,082,406	△ 9,659,384	△ 6,738,866	△ 7,295,872	△ 7,711,858
流動負債…①	895,807	1,188,500	1,401,144	1,039,944	1,208,544
建設改良費等以外の地方債現在高…②	0	0	0	0	0
流動資産…③	9,978,213	10,847,884	8,140,010	8,335,816	8,920,402
事業の規模（営業収益－受託工事収益）…④	7,451,052	7,470,242	7,349,868	7,210,841	7,279,971
うち指定管理者利用料金	0	0	0	0	0
資金不足比率 …①+②-③/④	-121.89%	-129.30%	-91.68%	-101.17%	-105.93%

※資金不足が生じていないため、参考として資金剰余額の割合をマイナスで表示している。

(3) 下水道事業特別会計

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資金不足額…①+②-③+④	△ 576,215	△ 940,154	△ 848,670	△ 1,445,351	△ 751,844
歳出額…①	14,759,619	10,869,891	12,085,426	11,118,403	8,979,958
建設改良費等以外の地方債現在高…②	0	0	0	0	0
歳入額…③	15,419,240	11,917,701	13,097,674	12,602,232	9,808,149
翌年度に繰り越すべき財源…④	83,406	107,656	163,578	38,478	76,347
事業の規模（営業収益－受託工事収益）…⑤	5,844,567	5,890,018	5,824,531	5,847,563	5,143,870
うち指定管理者利用料金	0	0	0	0	0
資金不足比率 …①+②-③+④/⑤	-9.85%	-15.96%	-14.57%	-24.71%	-14.61%

※資金不足が生じていないため、参考として資金剰余額の割合をマイナスで表示している。

(4) 公設総合地方卸売市場事業特別会計

(単位：千円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
資金不足額…①+②-③+④	△ 227,622	△ 248,735	△ 264,814	△ 231,573	△ 222,707
歳出額…①	473,652	503,680	488,367	491,267	514,580
建設改良費等以外の地方債現在高…②	27,771	15,252	12,584	9,737	0
歳入額…③	729,045	767,667	765,765	732,577	737,287
翌年度に繰り越すべき財源…④	0	0	0	0	0
事業の規模（営業収益－受託工事収益）…⑤	458,174	450,724	444,814	442,870	451,384
うち指定管理者利用料金	0	0	0	0	0
資金不足比率 …①+②-③+④/⑤	-49.68%	-55.18%	-59.53%	-52.28%	-49.33%

※資金不足が生じていないため、参考として資金剰余額の割合をマイナスで表示している。

(参考) 本意見書中で用いた用語の説明

【一般会計等】

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別（一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い）は行わないこととしている。

【基準財政需要額】

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\text{単位費用 (測定単位 1 当たり費用)} \times \text{測定単位 (人口・面積等)} \times \text{補正係数 (寒冷補正等)}$$

【経営健全化基準】

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

【経営健全化計画】

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率について最小限度の期間内に経営健全化基準未満とすることを目標として定める計画をいう。

【公営企業】

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

【（地方）公営事業会計】

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

【財政健全化計画】

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること（実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡が実質的に回復すること）を目標として定める計画をいう。

【財政再生基準】

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

【債務負担行為】

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

【実質赤字比率】

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉，教育，まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し，財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

【実質公債費比率】

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額※に対する比率。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し，資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は，起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

（【将来負担比率】において同じ。）

【実質収支】

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので，形式収支から，翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと。），繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち，その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを，予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。

通常，「黒字団体」，「赤字団体」という場合は，実質収支の黒字，赤字により判断する。

【将来負担比率】

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め，当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し，将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

【早期健全化基準】

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

【臨時財政対策債】

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～25年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

※総務省編『平成25年版 地方財政白書』「用語の説明」より、一部内容を改変の上抜粋して作成した。